

Q:国(太陽光発電普及拡大センター)の補助制度との併給は可能ですか。

A:国の補助と町の補助両方利用できます。

Q:すでに太陽光発電システムの設置に着工してしまいました補助対象になりませんか。

A:契約が平成25年4月1日以降のものであれば補助対象になります。

Q:一度申請したものを変更することは可能ですか。

A:申請した内容を変更する場合は、必ず事前に相談して下さい。

Q:太陽光発電システムが設置してある中古住宅を購入しますが補助の該当になりますか。

A:「申請時において使用に供されていないもの」ですので対象になりません。

Q:現在、郡山市に住んでいますが、鏡石町に太陽光発電システム付の家を建築し、引っ越す予定ですが補助金に該当しますか。

A:申請時に、建築場所が鏡石町内であることが確認でき、実績報告時に転居が確認できれば該当します。